

長野市を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金 10月1日(日)～12月31日(日)



事業紹介(一部抜粋)

長野県共同募金会長長野市共同募金委員会では、長野市への配分金の約7割を、募金にご協力いただいた住民自治協議会への配分や地域の福祉活動への助成に充てています。

サロン事業や子育て・子育て支援事業、福祉自動車運行事業など、地域住民の皆様とともに「福祉のまちづくり」を積極的に進めています。



サロン事業

地域の方が気軽に集まり交流します。お互いに笑顔になれるだけでなく、孤立防止にも役立っています。



福祉自動車運行事業

身体的な理由により、公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害者等の、通院時の移送支援をおこなっています。



子育て・子育て支援事業

未就園児やその保護者等を対象に、お互いの交流や保健師による育児のアドバイスなどをおこなっています。



男性の地域デビュー促進事業

料理や木工などのワークショップを通して、地域を支える「男衆」のつながりづくりを進めています。

募金の方法

各地区の住民自治協議会を通して、各世帯や企業の皆様へお声掛けさせていただきます。また、学校や街頭での募金活動も予定しておりますので、“互いに支え合う”共同募金運動へのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。なお、インターネットからも受け付けております。



お問い合わせ先: **社会福祉法人 長野県共同募金会 長野市共同募金委員会**

Tel:026-225-1234 Fax:026-223-7388 長野市大字鶴賀緑町1714-5(長野市社会福祉協議会 総務課内)

共同募金のしくみ

皆様からの募金は、長野県共同募金会に集約され、広域配分(県全体分)地域配分(長野市分)に分けられます。

募金から配分までの流れ

募金活動

集まった募金

R4募金額(長野市分)
51,722,746円

長野市共同募金委員会

県共募へ送金

長野県共同募金会

翌年度に配分

広域配分

- ・社会福祉施設
- ・社会福祉団体
- ・NPO法人

地域配分

長野市社協

- ・住民自治協議会へ助成
- ・高齢者福祉事業
- ・障害者福祉事業
- ・児童・青少年対象事業
- ・その他の地域福祉事業

R5配分額(長野市分)
26,150,746円



赤い羽根共同募金は、戦後の疲弊した社会で、住民相互の「たすけあいの心」から
戦災孤児や福祉施設などを支援したことが始まりです。



積み重ねがこれからも



人を支え合う気持ちの

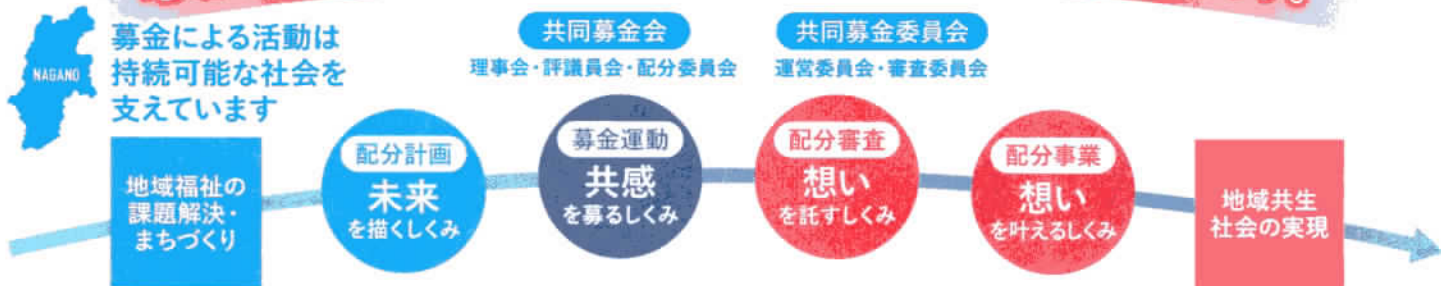


今では子どもの居場所づくりや高齢者の見守り訪問、
災害への備えなど、身近な福祉活動に使われています。

赤い羽根共同募金は住民みんなで支える「計画募金」(社会福祉法第119条)です。

事前に各市町村で必要とされる活動の資金ニーズを集約し、目標額を定めて募金を行います。
そのため募金のお願いの際、目安としての額を示す場合があります。

地域の福祉を地域で支える「しくみ」が赤い羽根共同募金です。



令和5年度の
目標額と使途計画 **389,978,000円** [赤い羽根募金 376,978千円
NHK歳末たすけあい募金 13,000千円]

市町村のさまざまな地域福祉推進に向けた事業	64.7% (252,397千円)	地域住民組織等の防災・減災を強化する各種事業 ※ほかに別財源の災害等準備金取崩額より11,767千円を計画	2.6% (10,000千円)
福祉施設・事業所の建物改修・備品整備	4.7% (18,470千円)	被災世帯をお見舞いする事業(災害援護金)	0.3% (1,000千円)
福祉施設・事業所の自動車整備	4.2% (16,400千円)	災害時の支援に備える積立(災害等準備金)	3.0% (11,699千円)
福祉団体・ボランティア・NPO団体等の各種事業	5.4% (21,205千円)	運動推進経費等	15.1% (58,807千円)

共同募金の
使いみちは、
「はねっと」で
公開して
おります。

はねっと

「共同募金」には税法上の優遇措置がありますのでご活用ください。



社会福祉法人
長野県共同募金会

〒380-0871 長野市西長野143-8
TEL026-234-6813 FAX026-234-3024
<https://www.akaihane-nagano.or.jp/>

